

## 渋川市広報紙広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市広報紙「広報しぶかわ」(以下「広報紙」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載できる者)

第2条 広告を掲載できる者は、次のとおりとする。

- (1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類する者。
- (2) 市内に事業所を有する私企業及び自営業で、市税の滞納のない者。
- (3) その他、市長が認める者。

(広告の要件)

第3条 掲載できる広告は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 法令等で広告を禁止されていないものであること。
- (2) 公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける業種に該当しないものであること。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るものでないこと。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。
- (6) その他公益上特に支障がないと市長が認めたものであること。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 区画Aは、縦4.9センチメートル、横8.7センチメートルを幅0.2ミリメートルの線で囲った範囲内とし、単色(黒)刷りとする。
- (2) 区画Bは、縦4.9センチメートル、横17.7センチメートルを幅0.2ミリメートルの線で囲った範囲内とし、単色(黒)刷りとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第5条 広告の掲載位置及び掲載数は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置は、広報紙の最下段部分とする。
- (2) 掲載数は、掲載するページが4ページを超えない数とする。

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、広報紙の各号単位とする。ただし、再掲載

は妨げない。

(広告掲載の申請及び決定)

第7条 広告の掲載をしようとする者(以下「申請者」という。)は、掲載を希望する広報紙の号の発行40日前までに、渋川市広報紙広告掲載申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに審査し、渋川市広報紙広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

3 同一広報紙に複数の申請があった場合は、第5条第2号に規定する掲載数の範囲内において申請順に掲載を決定する。

(広告掲載料金及び納付方法)

第8条 広告掲載料金は、次のとおりとする。

(1) 区画Aは15,000円。

(2) 区画Bは30,000円。

2 広告掲載料金の納付は、掲載決定後、市の発行する納付書により一括納入するものとする。

(広告の作成及び経費負担)

第9条 広告の原稿は、広告を掲載することを承認された者(以下「広告主」という。)において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げようとするときは、広報紙発行日の30日前までに渋川市広報紙広告掲載取下げ申出書(別記様式第3号)により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出書を受理したときは、速やかに審査し、渋川市広報紙広告掲載取下げ承認・不承認通知書(様式第4号)により、その結果を広告主に通知するものとする。

(広告掲載の決定の取消し)

第12条 市長は、広告の掲載に支障があると認めるとき、又は広告掲載料金が納付されなかったときは、当該掲載の決定を取消することができる。

2 市長は、前項の掲載決定を取消ししたときは、渋川市広報紙広告掲載決定取消し通知書（様式第5号）により、その結果を広告主に通知するものとする。

（広告掲載料金の還付）

第13条 既に納付された広告掲載料金は還付しない。ただし、市の都合により広告掲載ができなくなったときに限り、還付することができる。

（雑則）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。